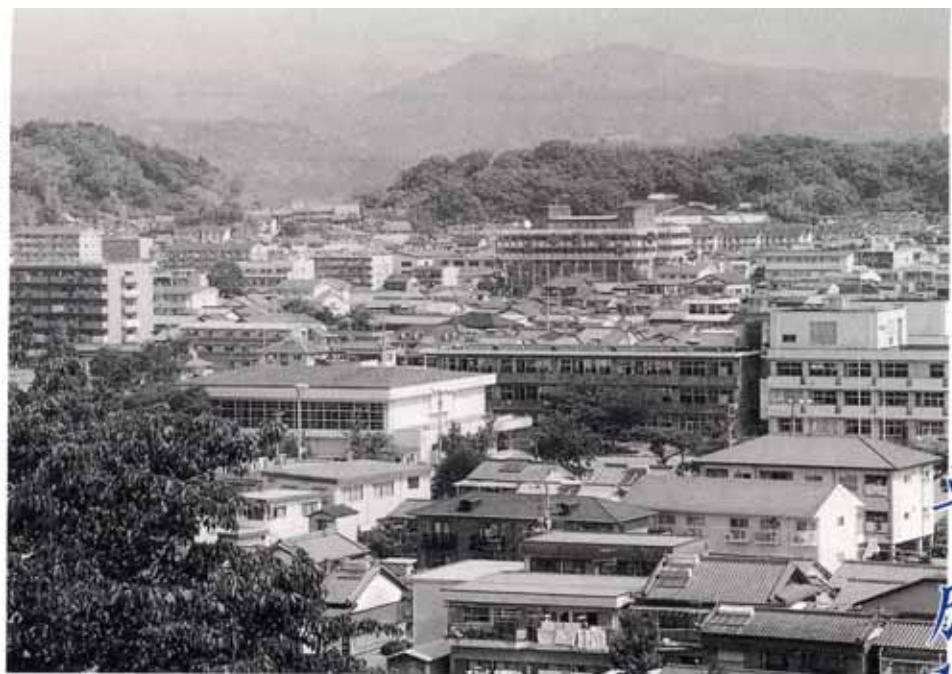


南国市環境基本条例が

平成12年4月1日に施行されました



南国市は、澄みきつた空気、みどりの山々、清らかな水辺に恵まれています。私たちは、この美しく豊かな自然を潤いのある快適な生活を営んでいくうえで欠かすことのできない貴重な財産として守り育てていかなければなりません。

条例制定の目的

私たちを取り巻く環境は、大気汚染や水質汚濁などの身近な問題から、地球温暖化、酸性雨などの地球規模の問題に至るまで広がりをみせ、私たちの健康や子孫の生存基盤さえ揺るがすような問題となりつつあります。

その原因の多くは、私たちの生活と密接にかかわっていますので、市、事業者、市民がそれぞれの立場に応じた役割を分担して、環境に負担がかからないように努めなければなりません。

そのため社会経済システムのあり方や、ライフスタイルの見直しまでを見据えた新しい環境政策を確立する必要があります。本市における環境政策の基本となる考え方や枠組みと、制度、政策に関する基本方針を明らかにし、新たな環境問題に積極的に対応するため本条例を施行するものです。

条例の基本的な考え方（理念）

健全で快適な環境の確保について、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在お

- ①自然と人間との健全な調和を図りつつ、環境保全型の社会の実現を図ること。
- ②健全で快適な環境は、その重要性の意義とともに、現在の市民から将来の市民へ引き継がれること。
- ③環境の資源としての有限性を認識するとともに、それらの適正な管理および利用が図られること。
- ④すべての市民が健全で快適な環境の恵みをうけることができるよう、市、事業者および市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、力を尽くしてその実現を図ること。
- ⑤地球環境保全に貢献すること。

責任とつとめ

- ①市は、基本理念にのつとり、市の責務

南国市環境基本条例

市民の責務
市民は、基本理念にのつと
り、健全で快適な環境の確保
と日常生活との密接な関係を
認識し、その生活に伴う環境
への負担の低減に努めなければ
なりません。

①事業者は、基本理念にのつ
とり、その事業活動を行うに
当たって、公害の原因となる
おそれがあるものを厳重に管
理し、加えて環境の状況を監
視するとともに、公害を防止
するためには必要な措置を講ず
る責務があります。

②物の製造、加工または販売
その他の事業活動を行なうに當
たつて、製品、その他の物が
使用され、または廃棄される
ことによる環境への負担の低
減に努めなければなりません。



野焼き行為について

6月号の「市民からのお便り」にもありました、野焼きについては廃棄物処理法・悪臭防止法や南国市のダイオキシンを少なくし、きれいな環境を守る条例（通称、ダイオキシン条例）に規定がありますが、落ち葉たきや、ちょっとしたわら焼きなどであって通常生活環境の保全上の支障をもたらさない程度の燃焼行為まで禁じているわけではありません。しかし、野焼きなどの安易な燃焼行為により多少なりとも猛毒であるダイオキシン類が発生します。

ダイオキシン類はそのほとんどが物を焼却するときに発生するといわれています。特に野焼きなどの低温で不完全燃焼するときにたくさん発生します。ごみは出来るだけつくれないようにし、生ごみは、生ごみ処理器具（市の補助制度があります。）で処理したり、剪定葉や草なども土に戻すなどして下さい。ごみとして処分するときも野焼きなどはせずに、高温でほぼ完全燃焼し、ダイオキシンの発生が少ない市の焼却施設で処分するために、ごみステーションにお出しください。

豊かな自然環境の保全等
市は、自然と触れ合い、
みどりに親しむ恵み豊かな
地域の形成を図るため、
森林、緑地、水環境、海辺の
環境の保全や、環境美化の促
進などについて、必要な措置
を講じていかなければなりません。

健全で快適な環境の確保に
する総合的かつ計画的な施策
を実施する責務があります。
②市は、自ら行なう事業およ
び施策の実施に当たって、健
全で快適な環境の確保につい
て配慮する責務があります。

環境基本計画の策定
健全で快適な環境の確
保に関する施策の総合的
かつ計画的な推進を図る
ため、南国市環境基本計
画を定めなければなりま
せん。



環境教育、環境学習の実施
健全で快適な環境の確保に
関する教育や
学習は、健全
で快適な環境
と人の活動と
の関係を認識
し、理解を深
めることによ
り、環境に関
するモラルが
確立され、そ
れにより環境
に配慮した活動が自ら実
践で
きるように推進します。

※お問い合わせは、生活環境
課環境公害係（☎ 880-16
557）まで

地球環境の保全の推進
現在、オゾン層の破壊、
暖化、酸性雨など地球規模の
環境問題が年々深刻化してい
ます。この地球規模の環境問
題は、人類共通の課題である
とともに、市民の健全で快適
な環境を将来にわたって確保
することから、地球環境保全の
ための施策を推進します。